

2026 年度

# ハラスメントのない 大学をめざして

## NO Harassment!

I. ハラスメント防止のための 北海学園大学倫理憲章	2
II. ハラスメント相談の流れ概略図	3
III. 北海学園大学 ハラスメント防止・対策に関する規程	
第1章 総則	4
第2章 体制	8
第3章 調停委員会	13
第4章 調査委員会	17
第5章 措置の勧告	22
第6章 ハラスメントの防止	25
第7章 雑則	26
附 則	27
IV. ハラスメント防止・対策規程運用ガイドライン	28
V. ハラスメント申立書	37



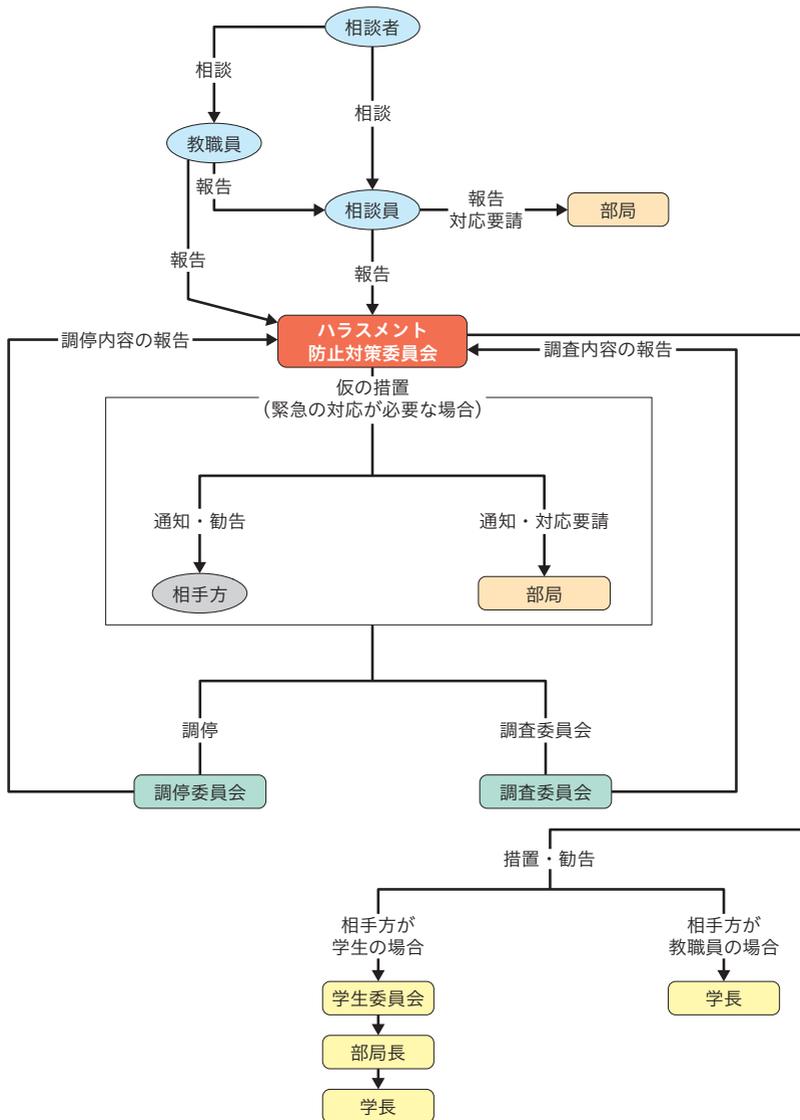
北海学園大学  
Hokkai-Gakuen University

# I ・ ハラスメント防止のための 北海学園大学倫理憲章

本学は、他者の人権を尊重し、他者の尊厳を貶めるあらゆるハラスメントを許さないことを宣言します。

**私たちは、  
あらゆるハラスメントをしません・させません・許しません。**

## Ⅱ. ハラスメント相談の流れ概略図



# Ⅲ．北海学園大学 ハラスメント防止・対策に関する規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、北海学園大学（以下「本大学」という。）における、すべての学生、教職員（以下これらの者を「構成員」という。）および関係者に対し、公正、安全で快適な環境のもと、学習、教育、研究、就業等の機会および権利を保障することを目的として、ハラスメントの防止およびハラスメントに起因する問題が生じた場合の対応について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における「ハラスメント」とは、本条第2項の各号に定めるセクシャル・ハラスメント、アカデミックハラスメントおよびパワーハラスメントを含み、本学の構成員相互または構成員と関係者との間において、本人が意図するかないかにかかわらず、他の者とりわけ下位ないし弱い立場にある者に対し、不快感、嫌悪感、威圧感、不安感、屈辱感等の精神的不利益を生じさせる言動により、学習、教育、研究、就業等の意欲を減退させ、学習環境、教育研究環境および就業環境等を悪化させ、または人格権を侵害することをいう。

2 次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) セクシャル・ハラスメント

本人が意図するかしないかにかかわらず、次の各号に該当する行為を行うことにより他の者に対し不利益をあたえ、損害を加え、または相手方の尊厳を損なうことをいう。

- 一 他の者の意に反してなされる性的言動であり、他の者にとって不快と受け止められる性的言動を行うこと
- 二 他の者の意に反して性的理由に伴う差別的な言動を行うこと

(2) アカデミック・ハラスメント

本人が意図するかしないかにかかわらず、教育研究の場において、優越的地位または有利な立場にある者が、その地位や立場を利用し、または逸脱して、より下位または不利な立場の者に対し、不適切な言動等を行うことにより相手方に対して不利益を与え、損害を加え、または相手方の尊厳を損なうことをいう。

(3) パワー・ハラスメント

本人が意図するかしないかにかかわらず、職務上又は学生活動上、優越的地位にある者または人間関係などの優位性を有する者が、その地位や職務上の権限等を利用し、または逸脱して、部下や同僚、後輩や同級生等、不利な立場にある者に対して不適切な言動（性的指向・性自認に関する侮辱的な言動や望まぬ暴露を含む）、指導、処遇等を行うことにより相

相手方に対して不利益を与え、損害を加え、または相手方の尊厳を損なうことをいう。

(4) その他のハラスメント

前3号には該当しないが、他の者の意に反する言動であり、行為者本人が意図するかしないかにかかわらず、他の者に不快な言動として受け止められ、他の者に不利益を与え、不快感、脅威または屈辱感を与えることにより、学習環境、教育研究環境および就業環境等を悪化させることをいう。

(本学各機関の責務)

第3条 本学の各機関は、ハラスメントに関する相談や申立てがあったときは、これに誠実に対応し、ハラスメント防止および対策のために必要な措置をとらなければならない。

2 本学の各機関は、自らハラスメントの発生防止に努め、本規程第2章に規定するハラスメント防止・対策委員会からハラスメントの防止および対策にかかわる諸活動に協力を求められたときは、これに応じなければならない。

3 本学の各機関は、ハラスメントに関する情報の管理について、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(構成員の責務)

第4条 構成員は、ハラスメントが本学における学習環境、教育研究環境および就業環境等を損なうものであることを自覚し、自らハラスメントを行わず、かつ、ハラスメントのない環境を創り出

- し、維持するよう努めなければならない。
- 2 構成員は、ハラスメントに関する理解を深めるための研修を受けるよう努めなければならない。
  - 3 構成員は、ハラスメントに関する相談および申立てを妨げてはならない。
  - 4 構成員は、被害を申し立てた者、本規程に定める各委員会の委員および相談員、その他ハラスメントに対し正当な対応をした者に対し、被害の申立て、ハラスメントに関する事案解決への協力、その他ハラスメントに対し正当な対応をしたことを理由として、不利益を与えてはならない。
  - 5 構成員は、正当な理由なく、本規程に定める各委員会による照会、呼び出しなどの指示を拒否してはならない。

(委員等の守秘義務等)

第5条 本規程に定める各委員会の委員および相談員は、任期中および退任後に、任務において知り得た事実を他に漏らしてはならない。

- 2 本規程に定める各委員会の委員および相談員は、相談者、被害を申し立てた者、被害を申し立てた者の相手方の名誉およびプライバシー等を侵害しないよう慎重に行動しなければならない。

## 第2章 体制

(委員会等の設置)

第6条 第1条の目的を達成するため、本大学学則第62条に基づき、ハラスメント防止・対策委員会を置く。

2 ハラスメントに関する相談に応ずるため、相談員を置く。

(ハラスメント防止・対策委員会の構成)

第7条 ハラスメント防止・対策委員会は、学長が任命する次の各号に掲げる委員をもって構成する。

(1) 各学部選出の教員各1名(各研究科の委員を兼ねるものとする)

(2) 学生部長

(3) 学長が指名する2名

(4) 事務部長

(5) 大学院事務部長

2 学長は、ハラスメント防止・対策委員会の構成に偏りがないよう配慮して、前項第3号の委員を選任しなければならない。

3 第1項第1号から第3号に定める委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(ハラスメント防止・対策委員会の職務)

第8条 ハラスメント防止・対策委員会は、本学におけるハラスメント防止のため、第6章に定める活動を行うとともに、ハラスメ

ントに関する事案（以下「事案」という。）解決のために必要な措置を講じる。

（ハラスメント防止・対策委員会による各種委員会の設置）

第9条 ハラスメント防止・対策委員会は、事案の調停のために、調停委員会を置くことができる。

2 ハラスメント防止・対策委員会は、事案の調査および解決に必要な措置を提言する機関として、調査委員会を置くことができる。

3 被害を申し立てた者が次の各号の定めに該当する場合には、前2項の調停委員会および調査委員会を置くことができない。

(1) 被害を申し立てた者が本学の学籍を失った時から5年を経過したとき

(2) 被害を申し立てた者が本学を離職した時から5年を経過したとき

(3) 被害を申し立てた者が構成員以外の者である場合にあつては、ハラスメント行為が終了した時から5年を経過したとき

（報告書の作成および提出）

第10条 ハラスメント防止・対策委員会は、毎年度末に、委員会の活動状況に関する報告書を作成し、これを学長に提出する。

（ハラスメント防止・対策委員会の運営）

第11条 ハラスメント防止・対策委員会に委員長を置く。

- 2 委員長の選出は、委員の互選による。
- 3 委員長は、ハラスメント防止・対策委員会を招集し、その議長となる。
- 4 ハラスメント防止・対策委員会は、総委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することができない。
- 5 ハラスメント防止・対策委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決する。
- 6 ハラスメント防止・対策委員会の委員長が必要と認めるときは、委員会の承認を得て、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。
- 7 委員が被害を申し立て、または被害を申し立てた者の相手方となったときは、当該委員は、その事案にかかわる委員会の会議に参加し、議決することができない。

(相談員)

第12条 相談員は、各学部男女各1名とし、そのうちの1名は教員でなければならない。相談員は、各学部が推薦した候補者のうちから学長が任命する。ただし、学部ごとの事情に鑑み、これを増員することができる。

- 2 相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 相談員に欠員が生じたときは、これを補充しなければならない。この場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 相談員は、ハラスメント防止・対策委員会の委員、調停委員

会の委員および調査委員会の委員を兼務してはならない。

(相談員の任務)

第13条 相談員は、ハラスメントに関する相談があった場合において、相談者に対し、調停、調査またはその他の解決方法について説明し、被害を申し立てた者がこれらのいずれを求めるのかについての聴取を行う。

2 相談員は、被害を申し立てた者がハラスメント防止・対策委員会による事案解決を望んだときは、相談内容を委員会へ送付する。ただし、被害を申し立てた者が、自己または被害を申し立てた者の相手方の双方もしくはいずれか一方の実名、所属等の秘匿を希望する場合には、それに従う。

3 相談員は、被害を申し立てた者が、部局内もしくは関係部局間における直接の事案解決を望んだときは、相談内容を部局長に報告しなければならない。この場合において、部局長および相談員は、必要に応じて他の教職員と連携しながら、事案解決のため適切な措置を講じなければならない。

4 相談員は、事態が重大で、大学としての事案解決が必要であると判断したときは、被害を申し立てた者の同意を得て、相談内容をハラスメント防止・対策委員会へ送付しなければならない。送付にあたっては、第2項ただし書を準用する。

5 相談員は、相談内容を記録し、ハラスメント防止・対策委員会に対しその概要を、文書により報告しなければならない。

(相談員の遵守事項)

第14条 相談員は、任務を遂行するにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 相談者および被害を申し立てた者の主体的な選択、判断を尊重し、これらの者とともに解決策を見出すよう努めること
- (2) 相談者および被害を申し立てた者を責めたり、解決策への誘導や押しつけを行わないこと
- (3) 相談者および被害を申し立てた者に対し、ハラスメントに当たると言動を行うなどして、二次被害を与えないこと

(相談の受付)

第15条 相談員への相談は、面談のほか手紙、電話または電子メール等のいずれによっても受け付ける。

2 相談は、匿名による相談や第三者による相談も受け付ける。

(相談員以外の教職員に対する相談の取扱い)

第16条 相談者が希望するときは、相談員以外の教職員も相談を受け付けることができる。

2 前項の相談を受けた教職員は、相談者の同意を得て、次に掲げる対応をすることができる。

- (1) 申立てのあった事案について、第12条に定める相談員に対し報告し、以後の対応を依頼すること
- (2) 申立てのあった事案について、前号の報告および依頼を行わずに、直接ハラスメント防止・対策委員会に対して報告

し、以後の対応を依頼すること

- 3 前項の規定にかかわらず、相談員以外の教職員がハラスメントに関する相談を受けたときは、その教職員の申告に基づき、学長はその者を「特別相談員」に任命することができる。ただし、事案解決のため緊急の必要があると認めるときは、学長への申告を、事案解決のため適切な措置を講じた後に行うことができる。
- 4 特別相談員の相談業務は、自らが受けたハラスメントに関する相談への対応に限るものとする。
- 5 本規程が相談員について定めた事項は、特別相談員に対しこれを準用する。

### 第3章 調停委員会

(調停委員会の設置)

第17条 ハラスメント防止・対策委員会は、被害を申し立てた者が、その申立てにかかる事案を解決するため調停手続を希望するときは、調停委員会を設置し、委員会に調停を付託することができる。

(調停委員会の構成等)

第18条 調停委員会は、委員3名以上をもって構成する。委員は、ハラスメント防止・対策委員会委員長が、被害を申し立てた者および被害を申し立てた者の相手方（以下「当事者」という。）の所

- 属する部局の長との協議に基づき指名し、学長がこれを任命する。
- 2 ハラスメント防止・対策委員会委員長は、申立てのあった事案の性質に照らし、委員の性別や属性に配慮し、委員会の中立性の確保を重視して、委員を指名しなければならない。
  - 3 調停委員会に委員長を置く。委員長の選出は、委員の互選による。
  - 4 委員長は、調停委員会を招集し、その議長となる。
  - 5 委員長が必要と認めるときは、調停委員会に当事者その他の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
  - 6 委員の任期は、原則として、申立てのあった事案についての調停が終了するまでとする。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。
  - 7 前項ただし書の事情により委員が任期途中で退任したときは、ハラスメント防止・対策委員会委員長は、速やかに後任の委員を指名するとともに、学長はこれを委員として任命しなければならない。

#### (調停委員会の職務)

第19条 調停委員会は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 当事者双方からの意見の聴取
- (2) 調停にあたり必要な範囲内での事実関係の調査
- (3) 調停案の作成
- (4) 当事者双方に対する調停案等の提示
- (5) その他、申立てのあった事案の調停に必要な措置

- 2 調停委員会は、当事者の意に反する調停を行ってはならない。
- 3 調停委員会は、調停にあたり、公正中立な立場を保たなければならない。

#### (調停の手続)

第20条 調停委員会による調停は、次の手続に従い行う。

- (1) 調停委員会は、調停の申立てがされたときは、ただちに調停の期日を定め、当事者に通知しなければならない。
  - (2) 当事者は、調停および調停委員会への出席を求められたときは、付添人をつけることができる。当事者から委託を受けた付添人が複数の場合には、委員会は、その中から1名を選定するよう求めることができる。
- 2 調停開始前または調停中に、調停の実現を不能にし、またはこれを困難にする恐れのある行為を当事者または関係者等が行っている場合には、ハラスメント防止・対策委員会は、当該行為の停止または排除を命じることができる。

#### (調停委員の遵守事項)

第21条 調停委員は、その職務を遂行するにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 当事者の一方にくみし、または一方を責めるような言動もしくはは被害のもみ消しになるような言動を行わないこと
- (2) 相談者および被害を申し立てた者を責めたり、解決策への誘導や押しつけを行わないこと

- (3) 被害を申し立てた者の相手方が、申立てにかかる事実の全部または一部を否定し、もしくは当事者の間に同意があった旨述べた場合であっても、公正中立な立場を保つこと

(調停委員の交代または調停の休止)

第22条 調停委員について前条に定める遵守事項に反する行為があったときは、被害を申し立てた者は、調停委員会に対し当該委員の交代または調停の休止を申し出ることができる。

- 2 前項の定めにより被害を申し立てた者が委員の交代を申し出たときは、ハラスメント防止・対策委員長は、当該申出にかかる委員を解任する。この場合において、ハラスメント防止・対策委員会委員長は、ただちに新たな調停委員を指名し、学長がこれを任命しなければならない。

(調停の終了)

第23条 調停は、次の各号に定める場合に終了する。

- (1) 当事者間で、申立てのあった事案を解決する旨の合意が成立し、合意事項が書面に記載されたとき
- (2) 当事者が、調停の休止を申し出たとき
- (3) 調停委員会が、調停委員会設置から相当期間を経過しても当事者の合意が成立する見込みがないと判断したとき

- 2 調停が終了したときは、調停委員会は、当事者に対し、他の手続に関する説明を行わなければならない。ただし、前項第1号による終了の場合には、この限りでない。

- 3 調停が終了したときは、調停委員会は、ハラスメント防止・対策委員会に対し、ただちにその結果を文書により報告しなければならない。
- 4 第1項第2号の定めにかかわらず、当事者が改めて調停を希望するときは、ハラスメント防止・対策委員会は、調停の再開を決定することができる。

## 第4章 調査委員会

(調査委員会の設置)

第24条 ハラスメント防止・対策委員会は、次の各号に定める場合に調査委員会を設置し、委員会に調査を付託することができる。

- (1) 被害の申立てがあり、かつ被害を申し立てた者が調査委員会による調査を希望したとき
- (2) 被害の申立てがあり、ハラスメント防止・対策委員会が、その申立てにかかるハラスメントに関する紛争を解決するため大学としての措置が必要であると判断し、かつ被害を申し立てた者がこの判断に同意するとき

(調査委員会の構成等)

第25条 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。委員は、ハラスメント防止・対策委員会が指名し、学長が任命する。

- (1) 被害を申し立てた者の相手方の属する部局以外の教員2名以上

- (2) 被害を申し立てた者の相手方の属する部局以外の事務職員 2 名
  - (3) 法律の専門教員 1 名
  - (4) 弁護士 1 名
- 2 公平かつ公正な調査に資するため、ハラスメント防止・対策委員会は、委員の選任にあたっては、その構成に配慮しなければならない。
- 3 委員の任期は、原則として、申立てのあった事案についての調査が終了するまでとする。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。
- 4 前項ただし書の事情により委員が任期途中で退任したときは、ハラスメント防止・対策委員会は、速やかに後任の委員を指名するとともに、学長はこれを委員として任命しなければならない。
- 5 委員は、複数の調査委員会の委員を兼任することを妨げない。

#### (調査委員会の運営)

第26条 調査委員会に委員長を置く。委員長の選出は、委員の互選による。

- 2 委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。
- 3 調査委員会は、総委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することができない。
- 4 調査委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決する。
- 5 委員長は、次の各号のいずれかに該当するときは、調査委員会に、委員以外の者を出席させることができる。

- (1) 委員会が必要と認めるとき
- (2) ハラスメント防止・対策委員会の委員長が要請するとき

#### (調査委員会の職務)

第27条 調査委員会は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) ハラスメントの事実関係の調査
- (2) 事案の解決に必要な措置等の提言
- (3) その他、申立てのあった事案の解決に必要な措置
- (4) ハラスメント防止・対策委員会に対する調査報告書の提出

2 調査委員会は、前項第1号から第3号に定める職務を行うため、当事者および関係者から事情を聴取し、その他必要と認める証拠調べをすることができる。

3 調査委員会は、プライバシーの保護等のため必要があると認めるときは、第1項第4号に定める調査報告書の作成にあたり、当事者および関係者の氏名等を秘匿することができる。

#### (調査の手続)

第28条 調査委員会による調査は、次の手続に従い行う。

- (1) 調査委員会は、調査の申立てがされたときは、すみやかに第1回調査期日を定め、当事者に通知しなければならない。
- (2) 当事者は、調査および調査委員会への出席を求められたときは、付添人をつけることができる。当事者から委託を受けた付添人が複数の場合には、委員会は、その中から1名を選定するよう求めることができる。

- 2 調査開始前または調査中に、調査の実現を不能にし、またはこれを困難にする恐れのある行為を当事者または関係者等が行っている場合には、ハラスメント防止・対策委員会は、当該行為の停止または排除を命じることができる。

(被害を申し立てた者の相手方の権利)

第29条 調査委員会は、被害を申し立てた者の相手方に対し、弁明の機会を保障しなければならない。

(被害を申し立てた者の相手方が呼出し等に従わない場合の効果)

第30条 被害を申し立てた者の相手方が第4条第5項の規定に違反し、かつ、前項に定める弁明をしないときは、調査委員会は、被害を申し立てた者の主張を事実と認めることができる。

(調査委員の遵守事項)

第31条 第21条の規定は、調査委員にこれを準用する。

(調査委員の交代または調査の休止)

第32条 第22条第1項の規定は、調査委員会にこれを準用する。

- 2 前項の定めにより被害を申し立てた者が委員の交代を申し出た場合において、ハラスメント防止・対策委員会がその申出を適当と認めるときは、ハラスメント防止・対策委員長は、その申出にかかる委員を解任しなければならない。この場合において、ハラスメント防止・対策委員会委員長は、ただちに新たな

調査委員を指名し、学長がこれを任命しなければならない。

(調査期間)

第33条 調査委員会は、委員長が選出された日から起算して90日以内に、調査を完了しなければならない。

2 調査委員会は、やむを得ない事由により前項に定める調査期間内に調査を完了することができないときは、期間を定めて調査期間を延長することができる。

3 調査委員会は、前項に定めるところにより調査期間を延長するときは、速やかに、延長の理由および延長期間をハラスメント防止・対策委員会に対し報告しなければならない。

(調査の終了)

第34条 調査は、次の各号に定める場合に終了する。

(1) 調査が完了したとき

(2) 被害を申し立てた者が、調査の休止を申し出たとき

(3) 調査委員会が、調査委員会設置から相当期間を経過しても調査が完了することを見込めないと判断したとき

2 調査が終了したときは、調査委員会は、ハラスメント防止・対策委員会に対し、ただちに、その結果を文書により報告しなければならない。

(調査の再開)

第35条 前条第1項第2号の定めにかかわらず、被害を申し立てた

者が調査の再開を求めるときは、ハラスメント防止・対策委員会は、調査の再開を決定することができる。

2 被害を申し立てた者が次の各号の定めに応ずる場合には、前項の調査の再開を求めることができない。

- (1) 被害を申し立てた者が本学の学籍を失った時から5年を経過したとき
- (2) 被害を申し立てた者が本学を離職した時から5年を経過したとき
- (3) 被害を申し立てた者が構成員以外の者である場合にあつては、ハラスメント行為が終了した時から5年を経過したとき

## 第5章 措置の勧告

(仮の措置等)

第36条 ハラスメント防止・対策委員長は、申立てのあった事案解決のため緊急の対応を要すると認めるときは、被害を申し立てた者の相手方に対し、申立てにかかる行為の停止または排除を口頭で勧告することができる。

2 ハラスメント防止・対策委員長は、申立てのあった事案解決のため緊急の対応を要すると認めるときは、事案解決のため必要な仮の措置を決定し、被害を申し立てた者の同意を得て、当事者が所属する部局に対し、仮の措置の実施を求めることができる。

(調停委員会の報告に基づく措置)

第37条 ハラスメント防止・対策委員会は、調停委員会の報告に基づき申立てのあった事案を解決するため必要と認めるときは、当事者の所属する部局が講ずべき措置を決定しなければならない。

2 前項の場合において、ハラスメント防止・対策委員会委員長は、当事者の所属する部局の長に対し、前項の措置の実施を文書で勧告するとともに、文書により学長に報告する。

(調査委員会の報告に基づく措置)

第38条 ハラスメント防止・対策委員会は、調査委員会の報告に基づき申立てのあった事案を解決するため必要と認めるときは、当事者の所属する部局が講ずべき措置を決定しなければならない。

2 前項の措置が教職員の処分の勧告を伴うものである場合には、ハラスメント防止・対策委員会委員長は、学長に対し、委員会における審議の経過を文書で報告するとともに、処分案を提示する。

3 前項の場合において、ハラスメント防止・対策委員会委員長は、当事者の所属する部局の長に対し、第1項の決定を文書で報告する。

4 第1項の措置が学生の処分の勧告を伴うものである場合には、ハラスメント防止・対策委員会委員長は、学生委員会に対し、委員会における審議の経過を文書で報告するとともに、処分案を提示する。

(当事者の調査報告書開示請求権)

第39条 当事者は、第38条第1項に基づく措置の決定後（同条第2項または第4項に基づき処分がされる場合にあつては、その処分後）、ハラスメント防止・対策委員会委員長に対し、第34条第2項に基づき作成された文書の開示を請求することができる。

2 前項の請求は、第38条第1項に基づく措置が決定されこれが当事者に通知された日から（同条第2項または第4項に基づき処分がされる場合にあつては、その処分が通知された日から）起算して1年を経過したときは、することができない。

3 第1項の請求は、書面によらなければならない。

4 ハラスメント防止・対策委員会委員長は、第1項の請求があつたときは、委員会の審議を経て、文書の全部または一部を開示しなければならない。

(処分に対する不服申立て)

第40条 第38条第2項に基づき処分を受けた者は、学長に対し、不服を申し立てることができる。

2 前項の不服申立ては、書面によらなければならない。

3 第1項の不服申立ては、処分があつたことを知った日から起算して30日を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

4 第1項の不服申立てがされたときは、学長は、その不服を審査するため、審査委員会を設置することができる。第25条および第26条の規定は、審査委員会にこれを準用する。

- 5 審査委員会は、申立人が提出した第2項の書面および調査委員会が収集した資料に基づき、不服の可否を審査する。ただし、審査委員会が必要であると判断したときには、審査委員会は審査にあたって新たな資料を収集することができる。
- 6 審査委員会は、審査の結果を、すみやかに学長に報告しなければならない。
- 7 学長は、前項の報告をうけた後すみやかに、審査結果の概要を調査手続における当事者に対して文書により通知しなければならない。
- 8 審査により、処分の取消または修正が必要であることが明らかになったときは、学長は、その実施のため、必要な措置を講じなければならない。
- 9 前項の場合において、申立人の名誉を回復する措置を講じる必要があるときは、学長がこれを実施する。
- 10 第5項の審査の結果に対しては、更に不服を申し立てることはできない。

## 第6章 ハラスメントの防止

(ハラスメントの防止)

第41条 本学は、本学におけるハラスメント防止のため、本学構成員に対し、ハラスメント防止に関する啓蒙活動を行う。

- 2 学長は、事案が解決した場合には、紛争の発生を未然に防ぎその再発防止のため、構成員に対し、適切な方法で注意喚起を行う。

- 3 前項の注意喚起を行うにあたり、学長は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 被害を申し立てた者の意向に沿って注意喚起をすること
  - (2) 被害を申し立てた者のプライバシーに配慮すること
- 4 本学は、前3項に定めるほか、ハラスメントの防止のために必要な活動を積極的に行う。

## 第7章 雑則

(文書の取扱い)

- 第42条 この規程に基づき作成された事案解決にかかる記録は、ハラスメント防止・対策委員会委員長が管理する。
- 2 前項の記録の取扱いについては、ハラスメント防止・対策委員会の議を経るものとする。
  - 3 第1項の記録の保管期間は、次の各号が定める期間のうち、末日が最も遅く到来する期間の末日をもって終期とする。
    - (1) 申し立てられた事案について、ハラスメント行為が終了した日から起算して5年
    - (2) 当事者の一方が学生である場合には、当該学生が本学の学籍を失った日から起算して5年
    - (3) 当事者の一方が教職員である場合には、当該教職員が本学の職を失った日から起算して5年
  - 4 ハラスメント防止・対策委員会が年度ごとに作成した報告書は、本大学事務部庶務課においてこれを永久に保管する。

(事務の取扱い)

第43条 この規程に定められたハラスメント防止・対策委員会の事務は、事務部が担当する。

## 附 則

この規程は平成31年4月1日から施行する。

これに伴い、「セクシュアル・ハラスメント防止・対策委員会等に関する規程」および「北海学園大学基本権委員会規程」を廃止する。また、「ハラスメント防止・対策委員会」の設置に伴い、「北海学園大学セクシュアル・ハラスメント防止・対策委員会」および「北海学園大学基本権委員会」はこれを廃止する。

## 附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

## Ⅳ．ハラスメント防止・ 対策規程運用ガイドライン

### 1 「学生，教職員（以下，これらの者を「構成員」という。）および関係者」の定義

#### (1) 規程の適用対象者－構成員及び関係者

構成員には，学生（大学院生，学部生，留学生，研究生，科目等履修生など，本学において修学する全ての者），教職員（専任，非専任の区別なく，全ての雇用形態の教員および職員），有給・無給に限らず，委嘱状の交付によって本学に登録されている者が含まれる。

また，関係者には，本学に在籍する学生の保護者，他大学に在籍中の学生・大学院生で本学と学修上の関係を有する者，および関係業者等本学と職務上の関係を有する者などが含まれる。

#### (2) 規程の適用範囲

本規程は，構成員の間において生じたハラスメントについては，その発生が授業時間外，勤務時間外および学外であっても，当事者の学習環境，教育研究環境，就業環境に影響を及ぼすことであると認められるときは，本規程が適用される。構成員と関係者との間に生じたハラスメントについては，関係者が構成員による被害を訴える場合であって，それが本学管理下においてされる職務または修学上の行為と認められるときは，本規程が適用される。

本学教員が他大学等の非常勤講師の立場でハラスメントを行った場合、学外非常勤は兼業の許可を得て行う職務外行為であり、私生活上の行為として取り扱う。従って、学外非常勤先でのハラスメントは原則的に非常勤先の機関が対処することになるが、その結果、不正行為が明らかになり、本学の名誉と信用を著しく傷つけた場合には、本学で懲戒処分等の対象となることがある。

構成員が関係者による被害を訴える場合には、関係者に対し、この規程の趣旨等について説明し、理解を求めるとともに、当該関係者が所属する機関・組織に対して再発防止や調査の実施等を求めることがある。

## 2 ハラスメントの申立て

ハラスメントを申し立てる者は、「ハラスメント申立書」をハラスメント防止・対策委員長宛に提出する。申立書は、G-Plus! にアクセス可能な構成員は、G-Plus! 内のキャビネットで入手することができる。G-Plus! にアクセスできない構成員・関係者は、ハラスメント相談員などを通して入手することができる。申立ての際は、必要な範囲で、相談員が作成・提出を手助けする。申立書の提出の際は、ハラスメント防止・対策委員長のメールボックスに投函する他、相談員、ハラスメント防止・対策委員を介して提出することもできる。

### 3 特別相談員の選任の申出

特別相談員に選任されることを申し出る者は、学長宛に、「特別相談員選任申出書」を提出する。提出の際には、ハラスメント防止・対策委員長などを介することができる。

### 4 ハラスメント申立書提出後の流れ

ハラスメント防止・対策委員長は、ハラスメント防止・対策委員会を招集し、仮の措置、学部との連携、調停委員会または調査委員会の設置について諮る。その際、当事者のプライバシーに配慮し、申立書のコピーは当該委員会終了後に回収する。

申立人の要望と、希望する手続との間に齟齬があると判断できる場合には、ハラスメント防止・対策委員が申立人と面談して、申立ての変更を促すことができる。その際は、相談員を同席させるなど、相談者に圧力をかけないように注意する。申立人が希望する手続を変更した場合は、修正したハラスメント申立書を提出させ、委員との面談によって、希望する手続を変更した旨を追記する。申立人が申立書を変えないと判断した場合は、ハラスメント防止・対策委員会が、委員会の設置、または設置する委員会の種類について判断する。ハラスメント防止・対策委員会は、委員会の設置を却下することができる。

### 5 調停と調査の選択の基準

- (1) 調停・調査両手続の選び方の基準は、申立人が当該手続を利用することで最終的に何を求めるのか、による。具体的な基

準は以下のとおり。

- ・調停→相手方に今後繰り返さないことを求める・自発的な謝罪を求める
  - ・調査→事実関係の認定を求める・処分を求める
- (2) 仮の措置や、部局による措置は、調停または調査手続を経ずとも、求めることができる。

## 6 調停委員会に関わる事項

- (1) 申立人が「調停」を希望するハラスメント申立書を提出後、ハラスメント防止・対策委員会で設置が認められた場合に、調停委員会を設置する。
- (2) 調停委員は3名以上。ハラスメント防止・対策委員会委員長が、被害を申し立てた者および相手方の所属する部局の長との協議に基づき指名する。委員長は互選する（規程18条参照）。
- (3) 当事者の在籍情報や連絡先など必要な情報を得るために調停委員が当該部署に連絡する際は、当該部局の事務の責任者宛に口頭で「ハラスメント防止・対策委員会下に設置された調停委員会のメンバーとして」情報提供を依頼する。当該部局の事務の責任者は、必要な情報を提供しなければならない。情報提供に関わった教職員は、情報提供に関して口外してはならない。
- (4) 調停の終了までの流れについて。
- ・手続の流れは、以下のとおり。

第1回(1日目):争点の確認(事実確認,申立人の解決方法に対する希望)

—調停委員で解決案の検討—

第2回(2日目):当事者へ解決案の提示,意見聴取,すり合わせ

第3回(3日目):合意形成

- ・調停は,当事者双方の意見によって,柔軟に実施する。
- ・一方が,調停の中止を申し入れた場合は,その時点で調停を終了する。
- ・調停の成立・不成立の判断の目安は60日。

(5) 当事者間で合意が成立した場合には,可能であれば,その場で調停調書を作成して,申立人と相手方に調停調書の内容を確認してもらう。時間が足りない場合には,後日これを確認してもらう。

(6) ハラスメント防止・対策委員会は,当事者双方に,合意書・調停調書(成立時)または調停打切決定通知書(不成立時)を送付,または手渡しする。

## 7 調査委員会に関わる事項

(1) 申立人が「調査」を希望するハラスメント申立書を提出後,ハラスメント防止・対策委員会で設置が認められた場合に,調査委員会を設置する。

(2) 調査委員は,以下の者により構成される(第25条参照)。

ア 被害を申し立てた者の相手方の属する部局以外の教員2名以上

- イ 被害を申し立てた者の相手方の属する部局以外の事務職員2名
- ウ 法律の専門教員1名
- エ 弁護士1名

弁護士の選出は、学内の有資格者に推薦を依頼する。

事務職員に関しては、事務部・入試部・キャリア支援センター・学生部・開発研究所・教務センター・図書館・学部事務が対象である。ただし、選出にあたって繁忙期は避けるなどの配慮をする。

調査委員会・調停委員会が実施される可能性が高いキャンパスの事務職員が含まれることが望ましい。選任された事務職員は、上司に、委員になったことを報告する。

- (3) 当事者の在籍情報や連絡先など必要な情報を得るために調査委員が当該部署に連絡する際は、当該部局の事務の責任者宛に口頭で「ハラスメント防止・対策委員会下に設置された調査委員会のメンバーとして」情報提供を依頼する。当該部局の事務の責任者は、必要な情報を提供しなければならない。情報提供に関わった教職員は、情報提供に関して口外してはならない。
- (4) 第1回調査委員会を開催する。書面を検討し、申立人の主張を確認する。
- (5) (4) と並行して、申立人、相手方に連絡し、聴取日時を決定する。相手方には、ハラスメント事案の当事者となっている旨を知らせる。その際、ハラスメント案件の当事者であることを周囲に知られないよう、プライバシーに配慮する。

- (6) 申立人と相手方、それぞれに聴取を実施する。聴取は複数回に渡ることがある。必要に応じて、関係者にも聴取を実施する。
- (7) すべての調査終了後、事実を認定し、処分を検討する。
- (8) ハラスメント防止・対策委員会に調査報告書を提出する。

## 8 調査委員会の報告に基づく措置

- (1) ハラスメント防止・対策委員会は、調査委員会の報告が教職員または学生の処分に関わる場合は、規程第 38 条に基づいて措置する。
- (2) 調査委員会の報告が規程第 38 条第 2 項もしくは第 4 項に該当しない（教職員または学生の処分に関わらない）場合、報告を承認後、学長に報告するとともに、当事者双方に、調査結果通知書を送付する。

## 9 調査報告書の開示

当事者（相談者・相手方）が、調査報告書の開示を求める場合、庶務課長を通してまたは郵送で、調査報告書開示請求書を学長宛に提出する。学長は、調査報告書を当事者に送付する。

## 10 処分に対する不服申立てと審査委員会

- (1) 処分に対する不服申立てによって審査委員会を設置する場合、審査委員会の委員の選任については、ハラスメント防止・対策委員会の委員長が、ハラスメント防止・対策委員の協力を得て、被害を申し立てた者の相手方の属する部局以外

の部局長に対して審査委員の推薦を依頼する。その際、当該事案にかかる調査委員会委員以外の者の推薦を依頼する。

- (2) 審査委員会においては、新しい資料を収集することが可能である。例えば、当事者以外の者からの新たな証言や文書（当該の日時の行動を証明するものなど）、画像、映像、録音などがあり得る。ただし、相手方による主張との関係で必要不可欠な場合に限る。

## 11 ハラスメント防止・対策委員と相談員，調停委員，調査委員，部局長，その他証言者等の保護

- (1) 相談者が同意すれば、相談員は、他の教職員（他の相談員，ハラスメント防止・対策委員，部局長など）に相談することができる。その際は、相談者が同意する限りにおいて、個人情報进行を明かすことができる。
- (2) 対応が難しい場合、相談員は、他の相談員と対応を交替することができる。その際は、ハラスメント防止・対策委員長に相談員の引き継ぎについて相談する。
- (3) ハラスメント防止・対策委員や相談員，調停委員，調査委員，部局長，その他調査への協力者等が、当事者または関係者により、自身または大学に対する法的措置について言及されたりほめかされた場合は、学長とハラスメント防止・対策委員長に報告することができる。学長とハラスメント防止・対策委員長は、法人を通して法人の顧問弁護士に相談するなど必要な対策を講じる。



# V. ハラスメント申立書

令和 年 月 日 提出

北海学園大学ハラスメント防止・対策委員会 御中

申立人（署名） \_\_\_\_\_

## ハラスメント申立書

申 立 人	氏名（ふりがな）	生年月日	性別（任意）
		年 月 日	男・女
	学内における身分		
	<input type="checkbox"/> 教職員 【所属部局】 【職 名】 <input type="checkbox"/> 学部生・大学院生 【所属学部(学科)・研究科(専攻)】 学部・修士・博士 年 <input type="checkbox"/> その他		
相 手	連絡先		
	【現住所】 【電話番号】 【FAX番号】 【電子メールアドレス】		
相 手 方	氏名（ふりがな）		性別（任意）
			男・女
	学内における身分		
	<input type="checkbox"/> 教職員 【所属部局】 【職 名】 <input type="checkbox"/> 学部生・大学院生 【所属学部(学科)・研究科(専攻)】 学部・修士・博士 年 <input type="checkbox"/> その他		
希 望 す る 手 続	<input type="checkbox"/> 仮の措置 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 調査 <input type="checkbox"/> その他 ( )	要望事項（左の手続を用いて最終的に何を求めるかについて記載）	

特記事項（事案の概要・要点などを記入）



## ハラスメントのない大学をめざして

---

印刷 2026年4月1日

編集 北海学園大学ハラスメント防止・対策委員会

発行 北海学園大学 (<https://hgu.jp>)

豊平キャンパス 〒062-8605 札幌市豊平区旭町4丁目1番40号

山鼻キャンパス 〒064-0926 札幌市中央区南26条西11丁目1番1号